

中谷先生の講義を聴講して

1. はじめに

・中谷先生へ 国会の会期末が近づき、さらに参議院議員選挙の約1ヶ月前という重要な時期に、「ぎふ政治塾」でのご講演ありがとうございました。今回の講義は日本の近代史を基礎として、国家のあり方と大日本帝国憲法・日本国憲法の制定過程の説明と、それを踏まえて自民党が創造した日本国憲法改正草案（以下、自民党案と記述）の内容を分かりやすく説明してくれました。本レポートでは、講義後に聴講生から質問がありました自民党案の第1条の「元首」の記載の賛否について、私の考えを論じたいと思います。

2. 日本の天皇制について

・天皇制については大多数の国民がその制度に賛成をしているが、様々な理由から一部の国民の間で否定的な議論がなされているのは事実である。

中谷先生は「天皇制は紀元前660年（初代：神武天皇）から現在までの2673年間、天皇制が続いている」と述べられました。これに関して学者の間では、第10代の崇神天皇より前まで天皇が実在しなかったとする説や、6世紀の第26代の継体天皇の前で一時天皇家は断絶している（王朝交代説）などの学説が唱えられている。もし仮にこれらの説を採用しても、継体天皇から現在の天皇（今上天皇）まで、確実に日本の天皇家の存在は約1500年以上にも及ぶことが明らかである。

果たして諸外国の中で、これほどまでに長期間国家を統治する立場の家系が続いた国は世界中でどれだけあるのだろうか。これについて、中谷先生はアメリカ、フランスなどの国々と日本の比較について述べられました。現実的にそれ以外の国々である、中国、朝鮮、ロシア、アフリカ、南米諸国を概観しても、それに匹敵する家系は私が知る限りでは存在しない。特に4000年の歴史があるともいわれている中国でも、その時々「権力」を武力で奪取した数々の王朝（皇帝）は存在しても、日本の天皇制のように1500年以上にも及ぶ「権威」を維持し続けた家系は存在しないと思われる。

よって、天皇制は日本の伝統・文化を象徴し、世界中の国々から見ても稀有の存在であることは明らかである。また、日本国内では天皇家以上に「権威」を有している家系は「ない」と断言できる。

もし、仮に日本の天皇制を否定するならば、私が第5回のレポートの一部で述べたように、「歴史」の勉強が足りない一面があるのではないのかと思われる。日本は歴史的に、古代の物部氏、蘇我氏の時代から、源氏、足利氏、徳川氏など、その時代における「権力」を掌握した家系（将軍・大名・武士）は存在しても、「権威」については天皇家には到底及ばなかった。これは大日本国帝国憲法施行以降の内閣総理大臣と天皇家との比較においても変わることはない。日本の歴史は「権力」と「権威」この両者のバランスの上に成り立

ってきたことを忘れてはいけないと思う。

本講義を通じて、中谷先生が天皇制を論じるにあたり、「権威」という文言を何度か発したことは、このことを強調したかったのではないかと思われる。

したがって、古代から現代までの日本の歴史の一連の流れを考慮すると、日本にとって天皇制を否定することは、日本という「国家」が存在しないのに等しいものと思はれる。

それだけ、天皇制は日本にとって必然的な存在であると考えられる。

3. 自民党案の第1条である「元首」の記載について

・自民党案の第1条に天皇は「日本国の元首」との記載がある。これを否定する立場からは、現在の日本は国民主権であり、自民党案の「元首」は大日本帝国憲法第4条の「統治権の総攬者」（＝天皇主権）と同じであるとの解釈をしているのが主な理由であると思われる。確かに、戦前の日本は軍国主義へと向かい、先の第二次世界大戦では日本人だけで約300万人近くが生命が失われた。しかし、この戦争の原因は実際に天皇が統治を総攬したことが原因であるといえるのだろうか。

本講義で中谷先生は幕末から大日本帝国憲法の成立まで詳しく説明して下さいました。この点について考えると、伊藤（博文）は憲法制定のためにドイツ（ビスマルク）やオーストリア（シュタイン）から学び、日本に帰国後すかさず宮廷改革、内閣制度を発足させた。これらの改革は天皇に政治的責任を負わせないために伊藤が考案した立憲君主制の憲法として発展した。

学者の間で様々な学説が存在するのは事実だが、昭和天皇が政治的な判断を下したのは①田中義一首相への叱責（1929年に内閣総辞職）、②終戦の決断、主に2点だけであり、昭和天皇の回顧録から分かるように、天皇は伊藤が考案した立憲君主制の立場を非常に重んじていたと推測できる。

すなわち、天皇の「権威」は非常に重んじられたが、戦前の大日本帝国憲法の施政下にあっても、実質的な「権力」は時の内閣総理大臣をはじめ各大臣や軍部に帰属し、これらの権力者はその「権力」を維持するために現在以上に天皇の「権威」を利用していたと考えられ、天皇の実質的な「権力」そのものは現代の象徴天皇制とあまり変わることがなかったのではないかと思われる。

以上の歴史的な経緯を考えると、自民党案の第1条に「元首」「象徴」の2つの単語が揃っていることは、ある意味日本の歴史を深く考慮した画期的な条文であると考えられる。すなわち上記のように、明治以降、主に天皇は実質的に「象徴」として機能していたが、終戦の決断など非常事態時には「元首」としての役割を果たしたからである。これを言い換えると、自民党案は天皇の平時の「象徴」の役割と非常事態時の「元首」の役割の二面性を有していることを憲法上の文言として表現したことになる。なお、ここでいう非常事態時とは決して戦争のみではなく、今回の東日本大震災のような巨大な災害にも該当する。

東日本大震災時に当時の民主党の菅首相は被災地の視察に訪れたが、ほとんどの被災地

第二期 第九回講座 ぎふ政治塾レポート

の方々から歓迎されず、むしろ非難の的になっていた。しかし、天皇・皇后が被災地を訪れると全被災者がその「権威」に服し、被災者に対して心の励みとなったばかりか、国民の間から天皇・皇后の被災地訪問は非常に評価が高かったことは紛れもない事実であった。

この例から考えると、自民党案の第1条の「元首」という意味は、戦前の軍国主義に向かうイメージや他国との武力紛争が生じやすくなるなどの解釈ではなく、将来的に国家的な危機が発生した時に国民の間に生じる葛藤や分裂を、天皇家のみが保有する独特な「権威」から日本国をまとめるという意味が込められているものと解釈できる。

もし、仮に自民党案の第1条から「象徴」の文字が消えて、「元首」のみの文言が残ったとすれば、やはり大日本帝国憲法第4条と同様に解されても仕方がない面もあるが、この両者が自民党案の第1条に含まれることは、歴史的な経験から学びとった天皇の二面性をうまく条文にまとめたものと私は評価したい。

このように、今回の中谷先生の講義は、私たちが普段真摯に考えることがない天皇制の本質について改めて深く考えさせるきっかけを与えてくれました。